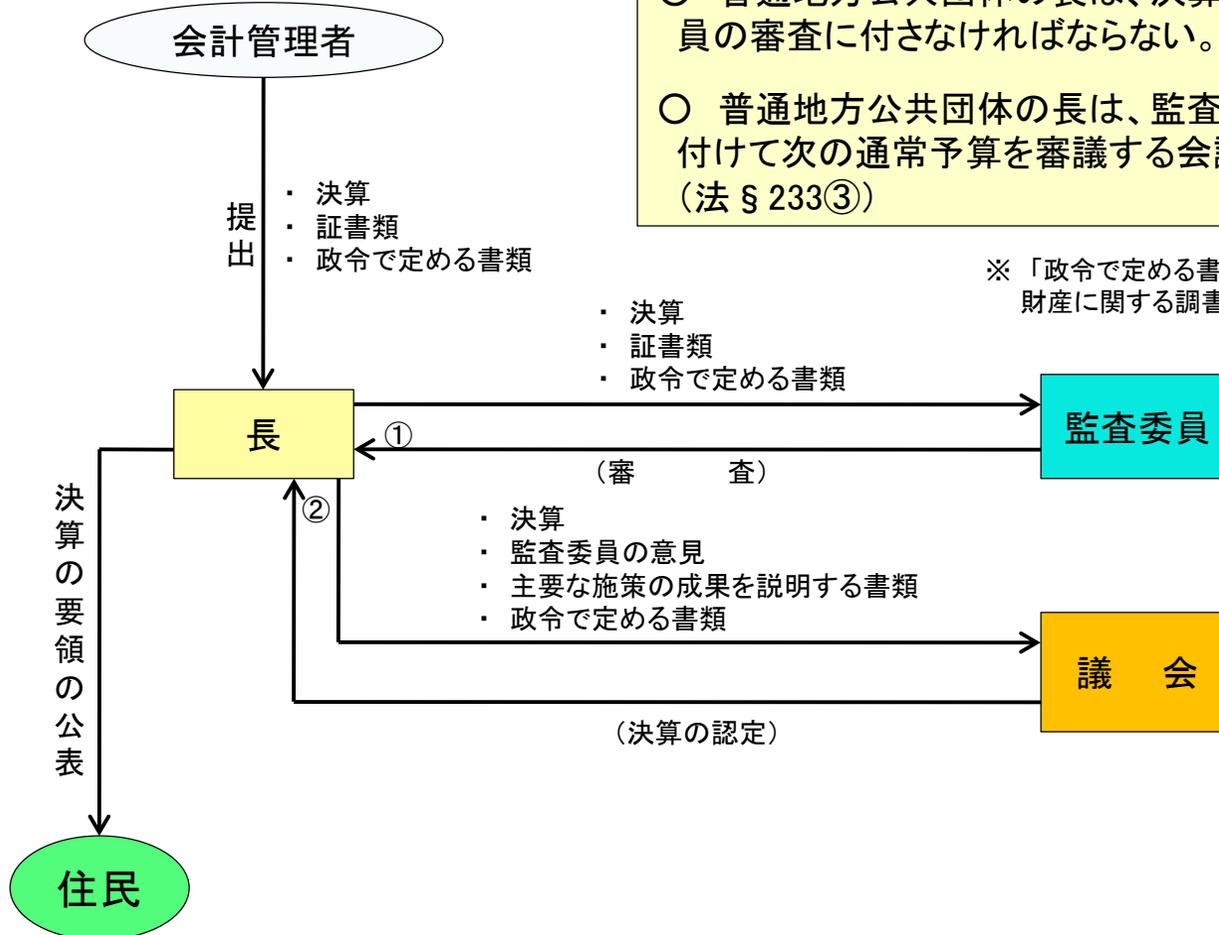


決算について

- 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。（法 § 233①）
- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。（法 § 233②）
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならない。（法 § 233③）

※ 「政令で定める書類」とは、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書をいう。



決算の要領の公表

住民